

令和5年4月19日
島根県地域振興部交通対策課
担当者 安藤広乗
TEL 0852-22-5100

自転車マナーアップ運動の実施について

1 趣旨

この運動は、令和5年度交通安全県民運動の一環として、「自転車マナーアップ運動島根県実施要領」に基づき、全国の自転車月間である5月に併せて、自転車利用時の正しい通行方法等を広く県民に周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止しようとするものです。

2 主催

島根県交通安全対策協議会

3 推進機関・団体

島根県（市町村）交通安全対策協議会推進機関・団体

4 期 間

令和5年5月1日（月）から同年5月31日（水）までの1か月間

【集中強化期間】5月15日（月）から19日（金）までの5日間

【一斉行動日】5月18日（木）

5 運動の重点

- (1) 自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの実践
- (2) 自転車の点検整備と損害賠償責任保険加入の励行
- (3) 中学生・高校生を中心とした安全指導の徹底

6 運動の実施要領

自転車マナーアップ運動島根県実施要領（別紙）のとおり

7 その他

本運動にあわせて広報啓発用ポスター及びチラシ（別添）を作成、配布します。